

京都市教育長告示第12号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（京都市久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

平成31年2月21日

京都市教育長 在田 正秀

臨時に休館する日 平成31年4月30日（火）

（教育委員会事務局生涯学習部）